

登録グラウト基幹技能者講習に活用できる人材開発支援助成金について

厚生労働省の人材確保等支援助成金(建設労働者確保育成助成金)は、雇用する建設労働者に有給で技能実習を受講させた中小企業事業主に対し、経費や賃金の一部を助成する制度です。講習を受講される場合はご活用下さい。

計画届の提出は不要です。

詳細は最寄のハローワークにお問い合わせ下さい。

【受給条件】

- ① 中小企業事業主であること
- ② 雇用保険の適用事業主であること
- ③ 受講者は中小建設事業主が雇用している雇用保険者であること。

【助成額】

◇中小建設事業主(20人以下)

- ① 経費助成 : 受講料の3/4
- ② 賃金助成 : 8,550 円/人日

◇中小建設事業主(21人以上)

- ① 経費助成 : 受講料の7/10
- ② 賃金助成 : 7,600 円/人日 など

※助成額は、条件により増額されます。詳細は厚生労働省のホームページをご覧ください。

【申請手続】

- ① 申請事業主は、講習終了後、指定様式の支給申請書に必要事項を記入し、日本グラウト協会に送付して下さい。
- ② 送付された支給申請書の受講証明欄に協会が記入押印し申請事業主に返送します。
- ③ 申請事業主は講習を終了した日の翌日から起算して原則 2 ヶ月以内に、支給申請書及び必要書類を最寄の都道府県労働局またはハローワークに提出して下さい。